別紙１

中山間地域生業創出プレゼン事業　募集対象地域

新旧市区町村		募集対象地域	参考							
			中山間直接支払対象地域	地域振興立法					第4期対策県特認地域 1:農林統計上 2:法指定地域と山で接する	農業地域類型H29 第1次分類 1:都市 2:平地 **3:中間** **4:山間**
				特定農山村法	山村振興法	過疎法	半島振興法	離島振興法※		
佐賀市										1
佐賀	佐賀市									1
	西与賀村									1
	嘉瀬村									2
	巨勢村									1
	兵庫村									1
	高木瀬村									1
	北川副村									1
	本庄村									1
	鍋島村									1
	金立村	○	○						2	2
	久保泉村	○	○						2	2
	蓮池町２－１									2
諸富	東川副村									2
	新北村									2
大和	春日村	○	○	○						1
	川上村	○	○	○						2
	松梅村	○	○	○	○					4
	南山村２－２	○	○	○	○					3
富士	小関村	○	○	○	○	○				3
	南山村２－１	○	○	○	○	○				3
	北山村	○	○	○	○	○				4
三瀬	三瀬村	○	○	○	○					3
川副	中川副村									2
	大詫間村									2
	南川副町									2
	西川副村									2
東与	東与賀町									2
久保	久保田町									2
唐津市								※		3
唐津	唐津市	○	○				○			1
	鏡村	○	○				○			3
	久里村	○	○				○			1
	鬼塚村	○	○				○			1
	湊村	○	○				○			2
	切木村３－２	○	○				○			3
浜玉	浜崎町	○	○	○						3
	玉島村	○	○	○						3
厳木	厳木町	○	○	○						3
相知	相知町	○	○			○				3
北波	北波多村	○	○						1	3
肥前	入野村	○	○	○		○	○			2
	切木村３－１	○	○	○		○	○			2
鎮西	名護屋村	○	○	○		○	○			3
	打上村	○	○	○		○	○			2
呼子	呼子町	○	○			○	○			1
七山	七山村	○	○	○	○	○				3
鳥栖市										1
	鳥栖町									1
	田代町	○	○						2	1
	基里村									1
	麓村	○	○						2	1
	旭村									1
多久市						○				3
	東多久村	○	○			○				2
	南多久村	○	○			○				2
	多久村	○	○			○				3
	西多久村	○	○			○				3
	北多久町	○	○			○				3
伊万里市				○			○			3
	伊万里町	○	○	○			○			1
	黒川村	○	○	○			○			3
	波多津村	○	○	○			○			3
	南波多村	○	○	○			○			3
	大川村	○	○	○			○			3
	松浦村	○	○	○			○			3
	二里村	○	○	○			○			3
	東山代村	○	○	○			○			3
	山代町２－１	○	○	○			○			3
	山代町２－２	○	○	○			○			3

中山間地域生業創出プレゼン事業　募集対象地域

新旧市区町村			募集対象地域	参考							
				中山間直接支払対象地域	地域振興立法					第4期対策県特認地域 1:農林統計上 2:法指定地域と山で接する	農業地域類型H29 第1次分類 1:都市 2:平地 **3:中間** **4:山間**
					特定農山村法	山村振興法	過疎法	半島振興法	離島振興法※		
武雄市											3
	武雄	武雄町									1
		朝日村	○	○						~~1~~	2
		橘村	○	○						2	2
		若木村	○	○						1	3
		武内村２－１	○	○						1	3
		西川登村	○	○						1	3
		東川登村	○	○						1	3
	山内	住吉村	○	○						1	3
		中通村	○	○	○						3
		武内村２－２									1
	北方	北方町	○	○			○				3
		橋下村２－１	○	○			○				2
鹿島市					○						2
		鹿島町	○	○	○						1
		能古見村	○	○	○						3
		古枝村	○	○	○						2
		浜町	○	○	○						2
		鹿島村	○	○	○						2
		七浦村３－１	○	○	○						2
		七浦村３－３	○	○	○						3
小城市											2
	小城	小城町	○	○						2	3
	三日	三日月町	○	○						2	2
	牛津	牛津町									2
		砥川村２－１	○	○	○						2
	芦刈	芦刈町									2
嬉野市											3
	塩田	久間村	○	○						1	3
		五町田村	○	○						2	2
		塩田町２－１	○	○	○						3
		竜王村２－２	○	○						2	2
		吉田村２－２	○	○	○						3
	嬉野	嬉野町	○	○						1	3
		吉田村２－１	○	○						1	3
		塩田町２－２	○	○						~~1~~	2
神埼市											2
	神埼	神埼町									1
		西郷村	○	○						2	2
		仁比山村	○	○						2	2
	千代	城田村									2
		境野村									2
		千歳村									2
		蓮池町２－２									2
	脊振	脊振村	○	○	○	○	○				4
吉野ヶ里町											2
		三田川町									2
		東脊振村	○	○						1	3
基山町			○	○						2	1
上峰町											2
みやき町											2
	中原	中原町	○	○						2	3
	北茂	北茂安町									2
	三根	南茂安村									2
		三川村									2
		三田川村２－									2
玄海町			○	○	○			○			2
		有浦村	○	○	○			○			2
		値賀村	○	○	○			○			2
		切木村３－３	○	○	○			○			2
有田町											3
	有田	有田町	○	○						1	3
		東有田町	○	○						1	3
		曲川村２－２									1
	西有	曲川村２－１	○	○						2	3
		大山村	○	○	○						3
大町町			○	○			○				1
江北町			○	○			○				2
		江北村	○	○			○				2
		砥川村２－２	○	○			○				2

中山間地域生業創出プレゼン事業　募集対象地域

新旧市区町村		募集対象地域	参考							
			中山間直接支払対象地域	地域振興立法					第4期対策県特認地域 1:農林統計上 2:法指定地域と山で接する	農業地域類型H29 第1次分類 1:都市 2:平地 **3:中間** **4:山間**
				特定農山村法	山村振興法	過疎法	半島振興法	離島振興法※		
白	**石　町**	○	○			○				2
	白　石　町	○	○			○				2
	六　角　村	○	○			○				2
	須　古　村	○	○	○		○				2
	橋下村２－２	○	○			○				2
	北有明村	○	○			○				2
	南有明村２－	○	○			○				2
	有明干拓２－	○	○			○				2
	福　富　町	○	○			○				2
	南有明村２－	○	○			○				2
	錦　江　村	○	○			○				2
	竜王村２－１	○	○			○				2
	有明干拓２－	○	○			○				2
太	**良　町**	○	○	○		○				3
	多　良　村	○	○	○		○				3
	大　浦　村	○	○	○		○				2
	七浦村３－２	○	○	○		○				3

※　離島振興法の指定地域は、佐賀県唐津市に属する、玄海諸島の7つの離島（高島、神集島、小川島、加唐島、松島、馬渡島、向島）である。

【地域振興立法】

(1) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律
(2) 山村振興法(昭和40年法律第64号)
(3) 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)
(4) 半島振興法(昭和60年法律第63号)
(5) 離島振興法(昭和28年法律第72号)